

給排水窓口への提出書類について

一部の押印を廃止いたしました。

今後、書類をご提出の際に**押印は必要ありません。**

(押印があっても書類は受付いたします。)

※ただし、次の書類には署名または記名押印が必要になりますので、ご注意ください。

署名または記名押印していただく書類

(自筆の署名があれば押印の必要はありません。)

上水のみ

・所有権移転届(第9号様式)

給水装置の新旧所有者の欄、裏面の新給水装置所有者の欄

下水のみ

・公共ます等設置申請書(第1号様式)

使用者、土地所有者、家屋所有者の欄

上下水共通

・給水装置工事申込書兼排水設備計画確認申請書(第1号様式)

家屋所有者、土地所有者、既設給水装置所有者の欄

〈問い合わせ先〉

水道課 経営給水担当 0533-66-1206

下水道課 排水設備担当 0533-66-1140